

京都府の農業制度資金の概要(府の関与のある資金のみ)

資金名	融資機関 (転貸あり)	借受者	資金の用途	基準金利	貸付限度額 (千円)	償還期限(据置期間) (年)	末端金利	行政の利子補給率				JA	関係団体	農業信用基金協会債務保証		
								負担割合			国				府	市町村
								国	府	市町村						
農業近代化資金	JA・信連	農業を営む者、JA、同連合会等(*)	農業用施設、農機具等の取得、農地造成、家畜の導入等	1.60% (信連0.95%)	個人 18,000 法人 200,000 共同 1,500,000	7~20 (2~7)	個人 0.30% 共同 0.30%	1.30%	-	単費	-	-	-	有		
		認定農業者(特例利率適用分)(※)			個人 18,000 法人 36,000	7~15 (2~7)	0.16~ 0.24%	1.30%	-	単費	-	-	長期協会 0.06~ 0.14%			
	地域農業担い手育成資金(★)	自立経営を志向する35歳以下の農業青年及び市町村長の認定を受けた担い手	農業近代化資金に同じ	2.45%	農業青年 18,000 認定担い手 200,000	農業近代化資金に同じ	5年間 (2.1%) 以後近代化資金と同じ	(制度適用停止中)	-	-	-	-	-			
	農機具共同利用推進資金(★)	農機具共同利用団体	高性能農業機械等の導入	2.45%	1,500,000		(2.2%)		-	-	-					
	ブランド産地推進資金(★)	農業協同組合	農業協同組合が、ブランド産品等生産用の農業施設を農業者に貸し付けるため行う取得	2.45%	1,500,000		7年間 (2.3%) 以後近代化資金と同じ		-	-	-					
農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)	公庫	認定農業者(※)	農地、施設・機械、借地権の取得、果樹・家畜導入、負債整理等	-	個人 300,000 法人 1,000,000	25 (10)	0.16~ 0.30%	-	-	-	-	長期協会 0.16~ 0.30%	無(農協転貸除く)			
農業経営改善促進資金(スーパーS)	JA	認定農業者	経営改善計画の達成に必要な運転資金一般	-	個人 5,000 法人 20,000	1年程度	1.50%	(預託原資を信連が貸し付ける際、府が利子補給)				-	-	有		
農業経営負担軽減支援資金	JA	負債の償還困難な農業者	営農負債の借換え(利率5%以下の制度資金は借換不可)	1.60%	借受者における営農負債額	10 (3)	0.30%	1.17%	-	単費	-	-	長期協会 0.13%	有		

京都府の農業制度資金の概要(府の関与のある資金のみ)

資金名	融資機関 (転貸あり)	借受者	資金の用途	基準金利	貸付限度額 (千円)	償還期限(据置期間) (年)	末端金利	行政の利子補給率			JA	関係団体	農業信用基金協会債務保証		
								負担割合							
								国	府	市町村					
中山間地域活性化資金 (系統等民間金融機関が融資するもの)	系統	農林漁業者等 (特に定めなし)	加工流通施設、保健機能増進施設、生活環境施設の整備	1.60% (信連0.95%)	事業費の80%	15~25 (3~8)	0.16~ 0.99%	0.00 ~ 1.296%	-	単費	-	-	長期協会 0.00 ~ 0.144%	有	
農業改良資金	公庫	エコファーマー、認定就農者、農商工連携・6次化事(農)業者	農業の担い手が農業経営の改善を目的とする新たな農業部門の経営開始、新技術の導入、農畜産物に係る加工事業の開始	無利子	個人 50,000 法人 150,000	10~12 (3~5)	無利子	(国が一般会計から補給)			-	-	有(転貸の場合に限る)		
京都府農業災害資金	農業近代化資金 (1~4号)	JA	災害等により被害を受けた農業者等	農業用施設、農機具等の取得、造成、家畜の導入等	-	個人 18,000 法人 200,000 共同 200,000	7~20 (2~7)	5年間 0% 以後近代化資金と同じ	全額	-	1/2	1/2	-	-	有
	農業経営維持安定資金(災害等資金)	公庫	災害等により被害を受けた農業者	種苗、肥料、農機具の補修等、経営の再建に必要な経費及び収入減の補てんに充てる経費	-	個人 2,000 法人 10,000	5(3)	0%	全額	-	1/2	1/2	-	-	無
青年等就農資金	公庫	認定新規就農者	認定就農計画の達成に必要な農地・施設・機械等の改良等運転資金一般	無利子	37,000	12(5)	無利子					-	-	無	

(注)

1 利率は、平成29年5月24日現在のもの。

2 同和地区農業近代化資金、零細農経営改善資金、農山漁村経営改善資金、同和地区農地等取得資金については、9年度から新規貸付が廃止されたため、本表には未計上(ただし、農山漁村経営改善資金を除いて、既貸付分については、利子補給費補助等を継続する。なお、零細農経営改善資金及び同和地区農業近代化資金については、償還終了)

3 近代化資金の上乗せ制度の一部(地域農業担い手育成資金等★印)については、その利率を近代化資金の利率が下回っているため、現在、制度適用されない。

4 認定農業者を借受者とする近代化資金については、農林水産長期金融協会の利子助成により、スーパーL資金の貸付金利の水準まで金利が引き下げられる。

5 人・農地プラン等において地域の中心となる経営体として位置付けられた農業者を借受者とするスーパーL資金については、農林水産長期金融協会の利子助成により、貸付金利が0%まで引き下げられる。

6 スーパーS資金については、JA/バンクアグリ・エコサポート基金による1%の利子助成により、農業関係の末端金利は0.5%

7 京都府農業災害資金については、現在平成16年の台風23号被害のみ対象で、農業近代化資金の府及び市町村の追加利子補給は、第5回目の約定償還日までである(平成21年度にて終了)

8 青年等就農資金については、一定条件を満たす場合は最高限度額 1億円。